

● 中土佐町物価高騰対策デジタル商品券等給付事業における「地域通貨ジモッペイ」プラットフォームのご提供について

各 位

令和7年6月27日

高知信用金庫(理事長・山崎久留美)は、中土佐町が実施する「中土佐町物価高騰対策デジタル商品券等給付事業」に、昨年度に実施された事業に引き続き、当金庫がサービス提供する「地域通貨ジモッペイ」が採用されたことをお知らせします。



ジモッペイは、二次元コードとスマートホンで決済できる高知に特化したデジタル地域通貨です。県全域で利用可能な共通デジタル地域通貨として、ジモト同士のつながりを深め、行政のデジタル化にも貢献することを目指しています。ジモッペイを活用してデジタル商品券を電子的に配布することにより、利用者は受取から決済までをスマートホンのアプリを通じて行えます。これにより、商品券の発行や取扱店との精算にかかる手間とコストを大幅に削減できることとなります。

中土佐町物価高騰対策デジタル商品券等給付事業について

中土佐町では、物価高騰に対する生活支援を目的に、商品券を7月1日(火)から配布します。「中土佐町物価高騰対策デジタル商品券」は【世帯給付分】と【子ども加算分】の2種類があります。詳細は以下のとおりです。

【ポイント受取・利用期間】

令和7年7月1日(火)～11月30日(日)

※【世帯給付分】【子ども加算分】のいずれも利用期間を過ぎると失効します。期間内にご利用ください。

●世帯給付分について

【給付対象者】

- ①令和7年5月1日時点で中土佐町住民基本台帳に登録がある世帯。
- ②令和6年度中土佐町低所得世帯支援給付金(住民税非課税世帯・こども加算追加給付)対象者を除く世帯

【商品券概要】

商品券種類	給付額	備考
デジタル商品券	20,000円	1円単位で利用可能です。
現金給付	15,000円	

※諸般の事情によりデジタル商品券の受取が難しい場合は、現金での給付を受けることができますが、申請書の提出が必要となります。

●子ども加算分について

【給付対象者】

- ①令和7年5月1日時点で中土佐町住民基本台帳に登録がある世帯。
- ②平成18年4月2日以降に生まれた者が構成員に含まれる世帯

【受取方法】

デジタル商品券での給付となります。子ども1人当たり5,000円相当分となります。

ジモッペイは、高知の事業者の利益を守り、地元同士の繋がりを深めるデジタル地域通貨です。ぜひ、この機会にジモッペイアプリをご登録いただき、県内各地のジモッペイ加盟店でご利用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上